

諮問番号：令和８年諮問第２号 諮問日：令和８年　９月２５日
答申番号：令和８年答申第２号 答申日：令和８年１０月２７日
件　　名：特定の質問主意書が内閣に正式に転送され得る前に特定の省に届いている経緯及び理由が分かる文書の不開示（立法調査文書）に関する件

答　申　書

第１　審査会の結論

特定の質問主意書が内閣に正式に転送され得る前に特定の省に届いている経緯及び理由が分かる文書（以下「本件対象文書」という。）につき、「衆議院事務局の保有する議院行政文書の開示等に関する事務取扱規程」（以下「規程」という。）第２条第２項に規定する「衆議院の立法及び調査に係る文書」（以下「立法調査文書」という。）に該当し、規程の適用を受ける議院行政文書ではないことを理由に不開示としたことは、妥当である。

第２　苦情申出人の苦情の内容の要旨

苦情申出人の苦情申出の趣旨及び苦情の内容の要旨は、苦情の申出書の記載によると、以下のとおりである。

１　苦情申出の趣旨

規程第３条に基づく本件対象文書に係る開示の申出に対し、令和８年９月１５日付け衆庶発第２５９８号により衆議院事務局（以下「事務局」という。）が不開示としたことについて、本件対象文書の開示を求めるものである。

２　苦情の内容の要旨

本件対象文書に記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

第３　事務局の不開示理由の要旨

事務局の不開示理由の要旨は、事務局から説明を聴取したところ、以下のとおりである。

１　本件対象文書について

本件対象文書は、質問主意書が国会法第７５条第１項の規定に基づいて本院議長から内閣へ転送される前の段階において、当該質問主意書が政府に渡

されている経緯及び理由が分かる文書であり、質問主意書の取扱いに関するものである。

2 開示の対象となる文書の範囲

規程において開示の対象となる文書の範囲については、従前より、衆議院事務局情報公開・個人情報保護審査会（その前身である衆議院事務局情報公開苦情審査会を含む。）がその答申において示しており（平成23年答申第1号、平成26年答申第1号、同第3号、同第5号、平成29年答申第3号）、その内容は以下の（1）から（4）までのとおりである。

なお、上記の答申後に行われた規程の改正（刑事訴訟に関する書類の適用除外等）により、開示の対象となる文書の範囲それ自体に変化は見られるが、これは（1）から（4）までの考え方に影響を与えるものではない。

事務局は、現在でも、この考え方に則して文書の開示に係る事務を行っている。

（1）議院行政文書の定義についての規程の定め

規程において開示の対象となるのは議院行政文書であるが（規程第1条、第3条）、規程第2条第1項は「この規程において、『議院行政文書』とは、事務局の職員が行政事務の遂行上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録……であって、事務局の職員が組織的に用いるものとして、事務局が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。……」と規定し、同条第2項は「議院行政文書には、衆議院の立法及び調査に係る文書は含まれない。」と規定している。

（2）議院行政文書の意義

議院行政文書は、「事務局の職員が行政事務の遂行上作成し、又は取得した文書」をいうのであるから、具体的には、国会又は衆議院における人事、予算、設備等についての庶務的、管理的な事務に関する文書をいうものと解される。また、規程は、衆議院の議決によるものではなく、事務総長が定めた「庁訓」であるところ、庁訓とは、一定の手続に従って定められた事務総長決定であり、「庁訓規程」（昭和56年庁訓第4号）第1条には、「衆議院事務局の所掌事務に関し、事務総長が定める諸規程類は、庁訓とする。」との規定がある。規程に基づいて開示を求められた議院行政文書を開示するかどうかの判断は事務局が行い、その判断について議長の決裁を得ることはない。このような規程の定める文書の開示制度の趣旨、性質からしても、その対象となる文書の範囲は前記のとおり限定されることにならざるを得ない。

(3) 立法調査文書の意義

他方、立法機関としての衆議院の本来の権能である立法や調査に関する文書は、事務局の職員が行政事務の遂行上作成し、又は取得した文書ではなく、また(2)で述べた規程の定める文書の開示制度の趣旨、性質からしてもその対象になるべき文書ではないから、議院行政文書に含まれないことは当然であり、規程第2条第2項はそのことを確認的に規定したものと解される。

(4) 「立法」及び「調査」の意義

規程第2条第2項にいう「衆議院の立法及び調査」とは、字義どおり立法及び調査に限定する趣旨ではなく、行政事務以外の衆議院の有する様々な権能や衆議院の行う諸活動を含む趣旨であると解される。また、「調査」というのも、衆議院の有する国政調査権の行使に限定されるものではなく、広く議員の求めに応じて事務局が行う調査なども包含するものと解される。

3 本件対象文書の立法調査文書該当性

(1) 質問主意書について

質問主意書とは、議会の国政に関する調査・監督権能（いわゆる国政調査権）の一つとして、議員が国政一般について、内閣に対し、ある特定の事実について説明を求め、又は所見をたずぬるものであり、書面をもって行われる。

質問主意書は議員個人から議長宛に提出され、議長又は議院の承認した質問については、議長がその主意書を内閣に転送する（国会法第75条第1項）。

(2) 不開示とした理由について

質問主意書は国政調査権に基づく制度であり、その取扱いに係る文書についても同制度の運用そのものに関わるものであることから、規程第2条第2号に規定する立法調査文書に該当する。

よって、本件対象文書は当然に立法調査文書に該当するものであり、規程の適用を受ける議院行政文書ではないことから、その存否にかかわらず不開示となるものである。

以上の理由により、本件対象文書について不開示としたものである。

第4 調査・審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり調査・審議を行った。

- ① 令和 8 年 9 月 2 4 日 苦情の申出書の接受
- ② 同月 2 5 日 諮問
- ③ 1 0 月 2 6 日 調査・審議

第 5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示申出は、本件対象文書の開示を求めるものであり、事務局は、これを立法調査文書に該当するとして、規程の適用を受ける議院行政文書ではないことを理由に不開示とした。

これに対し、苦情申出人は、本件対象文書の開示を求める旨主張していることから、本件対象文書を議院行政文書ではないことを理由に不開示としたことの妥当性について検討する。

2 開示の対象となる文書の範囲

規程において開示の対象となる文書の範囲に関する事務局の説明は第 3 の 2 のとおりであり、第 3 の 2 (1) から (4) までの当時の答申において示された判断を覆すに足る事情は認められない。規程において開示の対象となる文書は限定されることにならざるを得ず、立法調査文書が開示の対象とならないことは、規程第 2 条第 2 項が確認的に規定するとおりである。

3 本件対象文書の立法調査文書該当性

本件対象文書の不開示理由に関する事務局の説明は、第 3 の 3 のとおりである。

立法調査文書については、第 3 の 2 において事務局が説明するように、当審査会がこれまでの答申において判断を示してきており、立法機関としての衆議院の本来の権能である立法や調査に関する文書をいい、この衆議院の立法や調査とは、字義どおり立法及び調査に限定する趣旨ではなく、行政事務以外の衆議院の有する様々な権能や衆議院の行う諸活動を含む趣旨と解される。

質問主意書制度は、国政に関する調査に関するものであるから、上記の「立法機関としての衆議院の本来の権能である立法や調査」に係るものと解することができる。そして、質問主意書の取扱いに係る文書は質問主意書制度の運用そのものに関わる文書であることから本件対象文書は立法調査文書に該当するとの事務局の説明は、首肯できるものである。

4 本件対象文書を不開示としたことの妥当性

以上のことから、事務局が、本件対象文書につき、立法調査文書に該当し、

規程の適用を受ける議院行政文書ではないことを理由に不開示としたことは、妥当であると判断した。

第6 答申をした委員

小泉博嗣、橋本博之、江島晶子